

告 示

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成二十七年四月十日

埼玉県計量検定所長 針 山 崇

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
松伏町	平成二十七年五月二十五日から八月二十四日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
吉川市	平成二十七年五月二十六日から九月十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
八潮市	平成二十七年五月二十八日から八月二十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
三郷市	平成二十七年六月一日から八月三十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
神川町	平成二十七年六月五日から九月四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

上里町	美里町	寄居町	本庄市	深谷市	上尾市	鴻巣市
平成二十七年六月八日から九月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十七年六月九日から九月八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十七年六月十日から九月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十七年六月十二日から九月三十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十七年六月二十二日から九月十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十七年七月一日から九月三十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十七年七月二十二日から十月二十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同	同	同	同